

1. 政策及び目標等

政 策	証券取引法に基づくディスクロージャーの充実
達成すべき目標	投資家に対し投資判断に必要な情報が提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資家とその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資家保護を図ることを目指す。
測定指標	投資家保護を図るための制度整備の進捗状況等

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	証券取引法に基づくディスクロージャー制度の整備及びEDINETの整備
参考指標	金融審議会企業会計審議会での検討状況 改正証取法に係る政令及び府令の状況 EDINET情報公開サイトへのアクセス件数

3. 政策の内容

証券取引法上のディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為には必要不可欠なものです。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備を図ることとしています。

また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。こうした観点から、EDINET(電子開示システム)を利用したディスクロージャーの電子化を推進することとしています。

4. 平成17事務年度における事務運営についての評価

(1) 投資家保護を図るための制度整備の進捗状況

証券取引法上の開示制度について

公開買付制度について、市場内外の取引を組み合わせた買付けへの対応、投資

者への情報提供の充実、公開買付期間の伸長、公開買付けの撤回等の柔軟化、応募株式の全部買付けの一部義務化、買付者間の公平性の確保等、

大量保有報告制度について、特例報告に係る報告期限・頻度の見直し、特例報告制度が適用されない「事業支配目的」の明確化、大量保有報告書の電子提出の義務化等、

四半期報告制度の導入及び財務報告に係る内部統制の強化等に関する制度整備（20年4月1日以降に開始する事業年度から適用）、等の制度整備が進み、開示の充実が図られるものと考えています。

（2）投資判断に必要な情報の提供状況（EDINET サイトへのアクセス件数等）

13年6月の電子化の適用開始当初、EDINET による開示書類等の提出会社数（内国会社）は約500社（13年6月末）でしたが、システムの継続的整備・改善により、16年6月末には約4,400社、17年6月末では約4,900社へと増加し、18年6月末には約5,100社を超えています。

また、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じたEDINET 情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）も、15事務年度（15年7月～16年6月）は約97,000件、16事務年度は約152,000件と増加し、17事務年度は約277,000件と大幅な増加傾向にあります。

これらの数字は、ディスクロージャーの電子化の推進による投資判断に必要な情報の提供の効果を表しているものと考えています。

5. 今後の課題

（1）ディスクロージャー制度の充実

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に向け、政令、内閣府令の整備を行う必要があります。

具体的には、

公開買付制度・大量保有報告制度

証券取引法等の一部を改正する法律において公開買付制度・大量保有報告制度についても見直しが行われたことに伴い、政令や内閣府令について、公布後六月以内（公開買付制度等）あるいは一年以内（大量保有報告の特例報告制度等）とされる施行までに改正を行う必要があります。

四半期報告制度

四半期報告書の提出手続、様式等を政令及び内閣府令で規定する必要があります。

内部統制報告制度

内部統制の有効性に関する経営者の評価及び公認会計士による監査の基準や内閣府令を策定するとともに、基準を実務に適用していくに当たっての詳細な実

務上の指針（実施基準）を整備する必要があります。

確認書制度

確認書の様式等を定めるための内閣府令を定める必要があります。

特定有価証券（注）に係る開示制度の整備

金融商品取引法において有価証券の範囲が拡大されることにより、新たに開示規制の対象となる特定有価証券に係る開示書類の様式を内閣府令で規定する必要があります。また、特定有価証券についてよりきめ細かな情報開示を行う等の観点から、特定有価証券全体の開示内容の見直しを行う必要があります。

（注）発行体の保有する資産をその価値の裏づけとする資産金融型証券（ファンド、ABS等）

以上を踏まえ、19年度において、適正なディスクロージャーの確保を図るための機構定員要求を行う必要があります。

（2）ディスクロージャーの電子化

「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、18年度～19年度の2年間をかけて、XBRLの導入及びそれに伴うシステムの再構築等を実施していく必要があります。

また、引き続きアクセス件数の増加に対応するため、システムの増強、セキュリティの強化等、基盤整備を行う必要があります。

以上を踏まえ、19年度において、有価証券報告書等電子開示システム開発業務庁費の予算要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。